

○長沼町小規模事業者経営改善資金利子補給事業要綱

(平成26年3月12日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)が行う小規模事業者経営改善資金の融資(以下「マル経融資」という。)を受けた者に対し、マル経融資に係る利子の補給を行い、長沼町小規模事業者の経営の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「小規模事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条に規定する者をいう。

(補給対象)

第3条 利子補給の対象となる者は、長沼町商工会(以下「商工会」という。)が取り扱うマル経融資で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所又は主たる事業所を有していること。
- (2) 商工会の推薦を受け、平成26年4月1日以降に融資を受けた者で、現にマル経融資に係る利子の支払が行われていること。
- (3) 町税等に滞納が無い者

2 前項の規定にかかわらず、既に国・道等が実施する制度で利率の軽減措置の適用を受けた場合は、原則として利子補給金の交付の対象とはならないものとする。

(利子補給額)

第4条 利子補給額は、当該融資貸付利率のうち0.5パーセント以内の額とする。

2 利子補給の対象となる利子については、償還遅延による損害金は含まないものとする。

(交付申請)

第5条 商工会は、長沼町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請書(別記様式第1号)及び同意書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

- (1) 直近の町税等納税証明書
- (2) 公庫から当該資金を借り入れたことを証する書類の写し
- (3) 公庫で発行した支払額明細書等の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(事業の認定及び補助金の交付)

第6条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第7条 町長は、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、補助の取消し又は補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第5条関係)

長沼町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請書

[別紙参照]

別記様式第2号(第5条関係)

同意書

[別紙参照]